

高槻市市内一円道路清掃業務委託

仕 様 書

第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は、高槻市都市創造部道路課にて施行する令和8年度『高槻市市内一円道路清掃業務委託』に適用する。

第2条 基本的事項

本業務は、本仕様書並びに大阪府都市整備部監修の「委託役務業務必携」に従い業務を行うこと。(ただし、1-1-6第3項は適用除外とし、建設業法第二十六条に定める主任技術者と同等の資格を有する者を配置すること。)また、委託役務業務必携に特に定めがない事項については、「土木請負工事必携」(大阪府都市整備部)の規定によること。ただし、これら文中の「契約書」とは、大阪府の土木設計業務等委託契約書(以後、府契約書という。)を指すため、本業務においては、それぞれに示される府契約書の条番号が示す見出しと同一の本業務契約書条項の見出しを参照するものとする。

第2章 道路清掃業務

第1条 一般事項

1. 受注者は、契約後直ちに管理技術者を選任して監督職員に届け出るものとする。
2. 管理技術者は、作業員の健康状態を常に把握し作業に従事させるとともに、事故・ケガ・熱中症等がないよう配慮すること。
3. 受注者は、設計図書並びに本仕様書に明記のない事項であっても、業務を実施する上で当然必要と認められる業務については、監督職員の指示に従って受注者の費用負担により施工するものとする。

第2条 苦情・要望等の処理

1. 委託業務の実施に当たり、関係官公署及び地元代表者、周辺住民等と協議の必要がある場合は、速やかに監督職員に報告すること。また、苦情・要望等を受けたときも同様に監督職員に報告し協議を行うこと。

第3条 安全管理

1. 作業中は安全確保のため、通行人、車両の誘導を行い、第三者災害防止に努めること。なお、第三者に損害を与えたり、既存の道路構造物等を損傷したりした場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、受注者の責任において処理すること。

第4条 発注

1. 1回当たりの発注総額の上限は590万円とする。
2. 発注予定数量は、別表のとおりとする。

第5条 道路清掃作業

1. 業務範囲は、監督職員の指示する路線とする。
2. 受注者は、ゴミ等の残しがないように清掃しなければならない。
3. 受注者は、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないよう作業し、危険防止の対策を講じなければならない。特に、通行人、通行車両の多い場所での作業は安全対策を徹底す

- ること。
4. 受注者は、業務範囲等に変更が生じる場合は、監督職員と協議しなければならない。
 5. 受注者は、道路施設の状況を把握して、道路施設に損傷を与えないよう作業しなければならない。
 6. 受注者は、当該業務の施行時に、道路の欠落（穴等）・付属施設等の破損を発見した場合は、監督職員の報告し、監督職員の指示を受けること。
 7. 受注者は、ゴミ等の処分について関係法令に基づき適切に処理しなければならない。
 8. 路面清掃車は、作業中においては、時速5 km以下で走行すること。

第6条 写真管理

写真撮影については、着手前後に、同場所、同方向から行い現地の作業前後の状況を明確にするとともに、以下の要領で管理行うこと。なお、写真の提出範囲は監督職員の指示を受けること。

1. A4 版用紙で統一すること。
2. 通し番号を記入すること。
3. 路線名記入すること。
4. 原則、路線毎に着手前と完了、必要に応じて作業中等の写真を撮影すること。
5. 全てカラー写真とする。

第7条 提出書類

受注者は、下記の書類を提出するものとする。

1. 契約締結時
 - (1) 管理技術者届
 - (2) 管理技術者経歴書及び資格証の写し
 - (3) 工程表
 - (4) 業務委託料内訳書
 - (5) 退職金制度等に係る書類
 - (6) 賠償責任保険（第三者損害保険）の写し
 - (7) 暴力団排除に関する誓約書 一般用
 - (8) 労災保険加入証明願
 - (9) 監督職員より指示のあった関係書類
2. 完了時
 - (1) 請求書
 - (2) 完了届
 - (3) 完了内訳書
 - (4) 引渡書
 - (5) 写真
 - (6) 監督職員より指示のあった関連書類

第3章 その他

第1条 その他事項

1. 受注者は、施行にあたり、作業時において、道路工事等協議書を常時携帯し、提示を求められた場合、道路工事等協議書を提示しなければならない。
2. 安全対策、住民対策については受注者で行うこと。
3. この仕様書に定めない事項については、速やかに監督職員に連絡し協議を行うこと。
4. 設計図書及び見積参考図書は「共通仕様書」によるものとし、見積参考資料とは設計図書（仕様書、数量総括表、質問回答書）以外の資料をいう。見積参考資料および設計図書中に「参考」と表記された項目は、あくまでも入札参加者の適正・迅速な見積りに供するため、発注者が想定した設計積算の内容を参考に示した資料にすぎず、何ら契約上の拘束力

を生じるものではない。このため、業務を履行するために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めるものとする。業務の履行にあたってはこの趣旨を十分理解し、事故発生等を招かないよう、その防止措置に留意しなければならない。

別表

	業 種	予定数量	単位
1	路面清掃（人力）	2 4 1	m ²
2	路面清掃（機械）	2 1 9	km
3	床面清掃（夜間）	6, 6 8 1	m ²

裏面白紙